

豊橋市監査公表第11号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月18日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

令和5年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: リシュ]

公表番号: 11号]

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
リシュ	指摘事項	令和4年6月分から令和5年3月分までの職員給与の住民税控除額において、少ない額を控除していたので、職員から不足分を徴収するとともに原因の特定及び、チェック体制を確立し適正な事務処理をされたい。	不足分の徴収は、令和6年1月末に精算した。原因は給与計算に不慣れなスタッフが対応したことによるものだったため、令和5年11月からは、外部の会計事務所へ給与計算業務を依頼し、正確を期す運用に変更した。	R6. 10. 21
	指摘事項	会議室利用料を還付するに当たり、収入から還付せず、指定管理事業費から支出する会計処理を行っていた。既に提出された指定管理事業報告書に記載のある収支決算額は誤りとなるので、適正な収支決算額となるよう修正されたい。	会議室利用料金の還付金を収入に計上した収支決算書に訂正し、令和5年10月に市へ提出した。今後も適正な会計処理に努めていく。	R6. 10. 21
	意見	文書管理、経理事務の執行において、意思決定の過程や物品購入の手続を定めた規程等がないため文書が存在せず、透明性や経済性の確保が確認できない事務処理が散見された。適切な事務処理を担保するための規程の整備に努められたい。	市民センターにおける事務処理や財務処理の内容を定めた事務処理規程を作成し、令和6年8月に市へ提出した。また、同月のミーティングにおいて職員へ規程に基づく事務処理について周知した。今後は規程に則り透明性や経済性を確保した事務処理に努めていく。	R6. 10. 21
市民協働推進課	指摘事項	受託者から各月ごとに提出される実績報告書の収支一覧では、詳細な収支が不明なため資金の適正な管理と経理内容の明確化が実施されているとは言い難い。収支一覧を変更するとともに、連絡調整会議では実績報告に加えて収支についても詳細な報告を求めるなど、市が積極的に関与し、事業の執行管理状況を把握されたい。	令和6年2月20日提出の令和5年度2月分の実績報告及び令和6年4月26日開催の第4回連絡調整会議以降、詳細な収支一覧を提出するように変更したほか、経理内容を確認するため、領収書などの関係書類と収支額を突合した。今後も、事業の執行管理状況を把握するため、積極的に関与していく。	R6. 10. 21
	意見	文書管理、経理事務の執行において、意思決定の過程や物品購入の手続を定めた規程等がないため文書が存在せず、指定管理業務における妥当性が確認できない事務処理が散見された。適切な事務処理を担保するための規程を整備するよう同法人の指導に努められたい。	事務処理に関する規程については、令和5年度財政援助団体等監査の結果を受けて、指定管理者と協議を進め、令和6年8月までに指定管理者と内容を調整して整備した。今後は、規程に基づき適切に事務処理が行われているか確認、指導をしていく。	R6. 10. 21
	意見	カフェ事業の承認を口頭で行っているが、同事業の実施内容についての具体的な記録が残っていない。指定管理者とのトラブルを避けるためにも、公の施設の指定管理者制度運用方針にのっとり、管理運営仕様書に協議した内容を具体的な条件等として明記するよう努められたい。	カフェ事業の承認については、令和5年12月28日付けで協定書変更を行い、管理運営仕様書へ明記するとともに、同日付けで、販売物や単価などの指定管理者がカフェ事業を実施する上での具体的な内容を示す事業企画書の提出を受けた。	R6. 10. 21
	意見	令和4年度の定例監査及び今回の財政援助団体等監査を踏まえ、指定管理モニタリング評価を適切に行うとともに、仕様書の水準を満たさないものがある場合は、効率性や競争性が担保されるよう改善に努められたい。	令和6年7月30日開催の第1回連絡調整会議から仕様書に基づく業務や提案事業の進捗状況及び事業費を確認できるように報告様式を変更した上で、モニタリング評価を適切に実施した。今後、仕様書の水準を満たさないものが生じた場合には、水準を満たせるように指導等を適時していく。また、現指定管理業務の課題等を踏まえ、効率性や競争性が担保されるよう、次期指定管理に向けた施設管理や事業運営の在り方を整理していく。	R6. 10. 21